

全額償却≠一時償却

今年も師走に突入しました。毎年の事ながら、早いですねー。先日、和歌山の北部にある通称「紀泉アルプス」というところへ登山に出掛けました。このコースは、最高峰の「雲山峰」で標高が490mという低い山並みの尾根伝いですので、老若男女を問わず、ファミリー向けのコースとして人気があります。現に、ご年配の集団や夫婦らしきグループと多く会いました。朝出がけ時は快晴だったのですが、昼頃には見る見る雲が湧き出て土砂降りへと変わり、念のため用意していた雨具がほんとは重宝しました。山の天気は急変することと、「備えあれば」を実感した次第です。

現在のストレス社会においては、休日に身体を休めることはあっても、仕事面で気がかりことがあったりすると、「頭」はなかなか休まることはありません。登山のいいところは、適度な運動効果はもちろんのこと、森林浴効果で気分もリフレッシュできることです。逃れられないストレスと付き合うには、仕事とプライベートの切り替え、メリハリが大事だと思います。一人でも手軽にできる登山は、気分転換にはその効果抜群だと思います。私は、今年は夏の富士登山、秋の金剛山に続いて3回目の登山ですが、すっかりはまってしまいました。第一、登山は安上がりなのがいいですね。それに、後のビールのおいしいこと・・・。

さて、毎年この時期になると、来年度の税制改正についての議論が活発になってきます。今月中旬には与党の「税制改正大綱」が発表され、来年度の税制改正の大枠がほぼ決定されることとなります。今の所注目されているのは、「減価償却制度の抜本見直し」と「証券税制の見直し」です。

そもそも「減価償却」とはなんぞや。例えば、業務用の自動車を300万円を買ったとします。ローンを使わずに現金で買ったとしますと、お金は300万円出ていきますが、税務・会計上はこれを一度に経費に落とすことは認めていません。というのは、自動車の価値は毎年少しずつ下がっていくので、その価値が下がっていく分(減価)を一定のルールに従い毎年ゆっくりと経費に落とす(償却)ように決められています。この仕組みを減価償却といいます。例えば、新車の普通乗用車では税務上は6年(法定耐用年数)かけて経費に落とすようになっています。

しかし、税務上はこの経費として落とせる金額は取得価額の95%までとなっています。事例では経費として償却の対象になる金額の合計は300万円×95%=285万円で、残り5%分の15万円は自動車が存在する限りは法定耐用年数の6年を過ぎても帳簿に残しておく必要があります。新聞の見出しで「全額償却」というのをみると、「一度に全額経費計上できるようになるんか!」と思いますが、今回見直しの対象となるのがこの残りの5%分、事例では15万円も償却の対象にしようというものです。中小企業においては、建物の所有や余程の設備をしていない限りはそんなに大した減税効果はないと思います。それより、今年度から導入された「役員報酬の一部損金不算入」に伴う増税の重みのほうが遥かに重いものとなっていますので、早期の撤廃を望みたいものです。

一方、証券税制の見直しは、個人の上場株式の譲渡益に対する軽減税率(10%)が、来年(2007年)で期限切れになるので、それを延長させるかどうかで議論されています。もし、来年で期限切れとなれば、2008年からの譲渡益に対する税率は2倍の20%となり、来年末にかけて駆け込みの売却が予想されることから、仮に延長しない場合でも激変緩和策として、来年までに株式を取得し発生した利益については、2008年以降の売却でも従来の10%の税率を適用するなど検討されているようです。どうやら、1年延長の方向で落ち着きそうですが。

消費税の引き上げについては、来年夏の参議院選挙後に法人税の税率引き下げと合わせて、「税制の抜本改革」として議論されるようですので、実施は早くも2008年以降ということになりそうです。ところで、他にも「道路特定財源の抜本改革」等々、「抜本改革」という言葉は小泉前首相時代から毎年のように聞いているような気がします・・・。